

関係機関との協議結果（１－（１）-⑩）

【佐野市】

指導事項等	処理・対応
【市民生活部 市民生活課】 ・交通量の多い道路に面しておりますので、歩行者や自転車などに十分に注意を払い、交通事故のないよう交通法規の順守及び交通安全の徹底をお願いします。	【市民生活部 市民生活課】 ・歩行者や自転車などに十分に注意を払い、交通事故のないよう交通法規の順守及び交通安全の徹底に努めます。
【都市建設部 都市計画課】 <計画係> ・景観法に基づく届出受理済み (佐都計第 R8-91-4) ・立地適正化計画に基づく届出受理済み (佐都計第 R8-32-1、R8-31-1) ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請が必要です。 <開発指導係> ・都市計画法上、支障ありません。 開発許可済み。 佐野市指令都計第 R8-10-13 号 (R8. 7. 6 許可)	【都市建設部 都市計画課】 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請を致します。
【都市建設部 交通政策課】 ・自動車の駐車のに供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準を遵守してください。	【都市建設部 交通政策課】 ・自動車の駐車のに供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準を遵守します。
【農林環境部 環境政策課】 ・周辺住民の良好な生活環境に影響がないように配慮をお願いします。 ・騒音規制法、振動規制法等の環境関連法令、及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に該当する特定施設の設置や、特定建設作業を実施する場合は、届出が必要です。 ・その他県所管の大気・水質、土砂条例等の環境関係法令もごございますので、県南環境森林事務所へご確認ください。 ・過剰包装などを削減し、廃棄物の減量化を図るとともに、資源を有効に活用する取り組みを進めてください。また、この取り組みについて、従業員に対して適切な指導を行って	【農林環境部 環境政策課】 ・周辺住民の良好な生活環境に影響がないように配慮に努めます。 ・騒音規制法、振動規制法等の環境関連法令、及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に該当する特定施設の設置や、特定建設作業を実施する場合は、届出をします。 ・その他県所管の大気・水質、土砂条例等の環境関係法令について、県南環境森林事務所へ確認します。 ・過剰包装などを削減し、廃棄物の減量化を図るとともに、資源を有効に活用する取り組みに努めます。また、この取り組みについて、従業員に対して適切な指導を行います。

ださい。 ・廃棄物の処理及び運搬が適切に行われるよう徹底してください。 ・事業系一般廃棄物は、届出者が自ら処理施設に搬入するか、佐野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。 ・産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。 ※詳細は、別紙「事業系ごみの減量と適正処理の手引き」を参照してください。 ・廃棄物保管施設について、保管施設詳細図から各廃棄物を保管する仕切りが確認できません。廃棄物の混在が発生しないよう、仕切りなどを設けることで適切に保管してください。	・廃棄物の処理及び運搬が適切に行われるように徹底します。 ・事業系一般廃棄物は、佐野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託します。 ・産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託します。 ※詳細は、別紙「事業系ごみの減量と適正処理の手引き」を参照します。 ・廃棄物の混在が発生しないよう、廃棄物保管施設内に仕切りなどを設けることで適切に保管します。
【都市建設部 建築指導課】 ・計画建物について（工作物がある場合は規模により）確認申請が必要です。 ・計画建物について、建築物省エネ法への適合が必要です。	【都市建設部 建築指導課】 ・工作物が必要な規模の場合、確認申請をします。 ・建築物省エネ法への適合判定済みです。
【都市建設部 道路河川課】 ・特にありません。	【都市建設部 道路河川課】 —
【産業文化スポーツ部 産業政策課】 ・指導事項等なし。	【産業文化スポーツ部 産業政策課】 —

【栃木県】

指導事項等	処理・対応
【総合政策課】 ・国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出の要否について、佐野市都市計画課に確認してください。	【地域振興課】 ・佐野市都市計画課と協議済み、届出不要と確認済みです。
【県民協働推進課】 ・午後 11 時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18 歳未満）に対して、同条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）をしていただくようお願いします。 ・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。 ・図書類等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ 30 cm×15 cm）を行ってください。	【県民協働推進課】 ・午後 11 時以降に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18 歳未満）に対して、条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励を実施します。 ・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようにします。 ・どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しません。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ 30 cm×15 cm）を行います。
【環境保全課】 ・3000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手 30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。土地の形質変更を行う場合は、所管する県南環境森林事務所環境部環境対策課（0283-23-4445）に相談してください。 ・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要）	【環境保全課】 ・3000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、県南環境森林事務所環境部環境対策課に相談の上、工事着手 30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出を提出します。 ・出店後は静音保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には、誠意ある対応を致します。
【資源循環推進課】 ・栃木県では令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス	【資源循環推進課】 ・資源循環推進計画の趣旨を確認・理解し、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取

削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等など、循環型社会の形成の推進に資する取組について、協力致します。
【交通政策課】 ・出入口No.1, 出入口No.2 について左折入出庫となる誘導対策をお願いします。 ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	【交通政策課】 ・各出入口に右折入出庫禁止を表示し、左折入出庫となる誘導対策に努めます。 ・開店後、周辺道路に計画時の想定以上の渋滞や交通安全の問題が発生した場合には、関係各課との協議を行い、必要な対応を検討します。
【道路整備課】 ・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし。	【道路整備課】 —
【道路保全課】 ・県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変が想定されるため、道路法第24条の承認手続きをお願いします。 ※指導事項等については、安足土木事務所と協議願います。 ・計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、安足土木事務所と協議願います。	【道路保全課】 ・令和8年4月28日に道路法第24条の許可申請済みです。（栃木県指令安土第14-3号） ・雨水排水については、宅地内浸透槽で敷地内浸透としています。 ・指導事項等について、安足土木事務所と協議済みです。
【上下水道課】 ・汚水排水計画及び雨水排水計画については、佐野市担当課と協議してください。	【上下水道課】 ・汚水排水計画及び雨水排水計画については、佐野市担当課と協議済みです。
【都市政策課】 <景観づくり担当> ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、佐野市都市計画課と協議してください。（協議先：佐野市都市計画課 0283-20-3100）	【都市政策課】 <景観づくり担当> ・屋外広告物を設置する場合には、佐野市屋外広告物条例に基づく許可申請について、佐野市建築指導課と協議します。

・佐野市景観計画に基づく行為の届出の要否について、佐野市都市計画課と協議してください。（協議先：佐野市都市計画課 0283-20-3100） ＜開発指導担当＞ ・都市計画法における開発許可等の要否について、佐野市都市計画課と協議してください。（協議先：佐野市都市計画課 0283-20-3100） ＜計画担当＞ ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、佐野市都市計画課と協議してください。（協議先：佐野市都市計画課 0283-20-3100） ・当該地は都市計画道路 3・4・4 号宇都宮足利線が都市計画決定されていますので、都市計画法第 53 条に基づく建築の許可について佐野市都市計画課と協議してください。（協議先：佐野市都市計画課 0283-20-3100） ・自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、佐野市交通政策課と協議してください。（協議先：佐野市交通政策課 0283-85-7303） ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。（協議先：佐野市交通政策課 0283-85-7303） ＜盛土安全推進班＞ ・意見なし	・景観法に基づく届出済みです。（佐都計第 R8-91-4） ＜開発指導担当＞ ・開発許可済みです。佐野市指令都計第 R8-10-13 号（R8. 7. 6 許可） ＜計画担当＞ ・立地適正化計画に基づく届出済みです。（佐都計第 R8-32-1、R8-31-1）。 ・都市計画法第 53 条に基づく建築の許可について佐野市都市計画課と協議済みです。 ・佐野市交通政策課に確認のうえ、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準に適合した駐車場とします。 ・駐車場の設置にあつては「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めます。 —
【都市整備課】 ・意見なし	【都市整備課】 —
【建築指導課】 ・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の	【建築指導課】 ・佐野市都市建設部建築指導課等と下記のとおり協議を行っています。 ・建築確認申請（建築基準法） 提出：令和 8 年 7 月 15 日

移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、佐野市都市建設部建築指導課（TEL：0283-20-3104）と協議願います。なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	提出先：さいたま住宅検査センター ・建設リサイクル法に基づく届出 提出：令和8年6月26日 提出先：佐野市建築指導課 ・建築物省エネ法に基づく適合判定 提出：令和8年7月15日 提出先：さいたま住宅検査センター ・バリアフリー法（非該当） 協議先：佐野市建築指導課 ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 提出：令和8年6月9日 提出先：佐野市建築指導課
【警察本部交通規制課】 ・令和8年5月26日、事前協議終了。今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	【警察本部交通規制課】 ・今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、警察本部交通規制課及び関係各課と再協議いたします。
【経営支援課】 ・意見なし	【経営支援課】 —